

卒業される奨学生の皆さんへ
返還の手続きについて (お知らせ)

独立行政法人日本学生支援機構

返還の手続にあたっては、特に、以下のことに留意願います。

◎ 住所等が変わったら…

「転居・改氏名・勤務先(変更)届」を必ず日本学生支援機構に提出してください。

注意！！

- ・届出がない場合、日本学生支援機構からの重要な通知が届かなくなります。それが元で延滞状態となり、結果、**個人信用情報機関**にあなたの個人情報が登録されることとなります。
- ・**個人信用情報機関**に登録されると…クレジットカードの使用や、ローン等の利用が制限される場合があります。

◎ 返還が困難になったら…

すみやかに本機構に連絡してください。
願い出により奨学金の返還期限を猶予することがあります。

(事例)

災害、傷病、失業、経済困難等

- ◇ 詳細は、
本機構ホームページ <http://www.jasso.go.jp/>、
返還説明会時にお渡ししている「返還のてびき」をご覧ください。
お問合せ先：電話0570-03-7240 (ナビダイヤル)
「奨学事業部 奨学金返還相談センター」